

「尼崎市防災情報伝達システム構築業務」実施事業者募集要項

1 件名

尼崎市防災情報伝達システム構築業務

2 目的

防災行政無線のデジタル化に伴い、アナログの戸別受信機・防災ラジオに代わる新たな機器として、災害情報を必要な地域、グループへ配信を行うことができる携帯電話網を活用した「防災情報伝達システム」を構築する。

3 業務の概要

(1) 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(2) システム導入内容

別紙1「尼崎市防災情報伝達システム構築業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

(3) 提案上限額

56,194,000円（消費税及び地方消費税込み）

4 令和4年度以降のシステム運用

(1) 令和4年度以降のシステム運用に係る年間経費（システム保守管理委託及びタブレット型受信機の運用費用）は、7,920,000円（消費税及び地方消費税込み）以内とし、システム運用に係る経費提案書（様式6）を提出すること。

(2) 特段の事情がない限り、選定された事業者と、前年度と同じ内容を目安として令和8年度まで契約を更新できるものとし、その場合の契約期間は単年度毎とする。

但し、本市において、予算の減額等があった場合はこの限りではない。

5 参加資格要件

本業務の選定に参加できるものは、以下の参加資格要件のすべてを満たす事業者とする。

(1) 尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登載されている者

(2) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び本市の指示に柔軟に対応できる者。

(3) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

(5) 本市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けていない者。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立

てがなされている等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

- (7) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（同条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当しないこと。
- (8) 受託者は、尼崎市情報セキュリティ対策基準等情報セキュリティに関する関係法令等（尼崎市の条例等を含む。）を遵守すること。
- (9) 本システムに係る機器及びデータは、国内のデータセンターに格納すること。
- (10) 提案する本システムは、他自治体で継続した1年以上の稼働実績があること。

6 失格の事項

本プロポーザルの参加事業者が、次のいずれかに該当する場合は、その参加事業者を失格とする。

- (1) 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない者
- (2) 見積書の金額が、提案上限額を超過した者
- (3) 企画提案書等の提出期限後に見積りの金額に訂正を行った者（ただし、本市が過不足分を再提出させた場合はこの限りではない。）
- (4) プレゼンテーションに出席しなかった者
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得た者
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った者

7 参加申請書等の提出について

- (1) 提出方法及び期限
持参又は郵送（書留郵便に限る。）
令和3年7月6日（火）午後5時まで（必着）
- (2) 提出場所
〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市役所 危機管理安全局 危機管理安全部 災害対策課
電話番号 06-6489-6165
メールアドレス ama-bousai@city.amagasaki.hyogo.jp
- (3) 提出書類
ア 参加申請書（様式1） 1部
イ 市税を滞納していないことの証明 1部
（ア）参加事業者が尼崎市に存在する本・支店及び営業所の場合、尼崎市市税を現在滞納していないことの証明書
（イ）参加事業者が、尼崎市に存在していない本・支店及び営業所の場合、当該所在地の市区町村税を現在滞納していないことの証明書
ウ 消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明 1部

エ 直近1年分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書） 1部

オ 暴力団排除に関する誓約書 1部

(4) 参加申請結果通知

受領後、提出書類に不備がないものについては順次通知する。不備がある場合はその旨を通知する。

(5) 注意事項

ア 提出期限までに参加申請書の提出がない場合は、企画提案書等の提出の意思がないものとみなす。

イ 参加申請書提出後の辞退は「参加辞退届」（様式2）を提出すること。

8 質問書の提出について

(1) 提出方法及び期限

様式3を7(2)のメールアドレスに電子メールで提出

（電話や訪問等での質問は受け付けない）

令和3年7月6日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類

様式3 質問書（電子ファイル）

(3) 回答方法

質問があったものから順次電子メールで回答する。

(4) 注意事項

ア 質問書は、様式3で作成し、必要事項を記載すること。

イ 電子メールの送信後、質問者から本市担当者へ電話にて着信確認を行うこと。

ウ 質問に対する回答は、全ての参加事業者宛てに電子メールにて送付する。

エ 質問の趣旨について、本市担当者から質問者へ問い合わせを行うことがある。

9 企画提案書等の提出について

(1) 提出方法及び期限

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

令和3年7月13日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出場所

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市役所 危機管理安全局 危機管理安全部 災害対策課

(3) 提出物及び部数

ア 企画提案書（任意の様式）

イ 開発体制図（任意の様式）

ウ パッケージ資料（任意の様式）

エ 他の自治体への納入実績調書（様式4）

オ 見積書（様式5）及び内訳書（任意の様式）

カ システム運用に係る経費提案書（様式6）

キ 必要機能一覧（様式7）

以上の提出書類は、紙に印刷された正本1部、副本（コピー可）10部及び電子データ（CD-ROM）正副2枚を提出すること。

(4) 注意事項

ア 企画提案書については、任意の様式とするが、40ページ以内で作成するとともに、別添の仕様書に沿った構成とすること。別途様式7に定める事項について、明記すること。

イ 様式4に記載する導入実績については、現在稼働中の実績とし、開発中の実績は含まないものとする。

ウ 見積書（様式5）には、見積金額、所在地、社名及び代表者（代理人（受任者）で競争入札参加資格審査を申請している場合は、代理人（受任者））を記載し、登録印（本市との契約等に使用する印鑑として登録している印）を押印すること。

エ 提出期限までに「(3) 提出物及び部数」に掲げた資料及び必要部数が提出されない場合は、失格とする。

オ 選定にあたっては、地域経済活性化の観点から、本市が定める基準を満たした参加事業者のうち、市内事業者（尼崎市内に本社や本店等がある場合）または準市内事業者（尼崎市内に支店や営業所等がある場合）であれば、本市が定める割合で一定の加点を行う。

カ 提出された企画提案書等については、提出期限以降における書類の差替え又は撤回を認めない。ただし、本市が認めた場合は、この限りではない。

キ 見積書及びシステム運用に係る経費提案書の金額が、提案上限額及び令和4年度以降のシステム運用経費の上限額を上回っている場合は、失格とする。

ク 電子データの提出については、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、納品物に不正プログラムが混入することがないように、適切に対処すること。

ケ 仕様書等に定めのない事項や疑義がある場合は、必ず本市に質問書にて確認を行ってから提案書を作成すること。

10 契約の特定条件

(1) 契約金額

契約締結にあたっては、見積書に記載された合計金額（当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額））をもって契約金額とする。

(2) 支払条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払。

(3) 契約保証金

尼崎市契約規則第 31 条に定める所定の契約保証金を納めなければならない。ただし、同規則第 32 条に該当する場合は、これを免除する。

(4) 仕様書

企画提案書に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様書に反映する。

11 選定の方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により、プレゼンテーションによる審査を実施し選定する。
- (2) 審査結果については、令和 3 年 7 月 26 日（月）に文書にて通知する。
- (3) 審査により、最も高い得点を得た優先契約候補者と次点の 2 者を選定する。
- (4) 優先契約候補者が応募資格を喪失した場合は、次点の者と契約する。

12 評価内容

以下の評価項目にて、「尼崎市防災情報伝達システム構築業務実施事業者選定会議設置要綱」で定める選定委員会が評価を行う。

- (1) プレゼンテーション評価による審査

ア プレゼンテーション評価

No.	評価項目	主な審査内容
1	プレゼンテーション (耐災害性)	・ IP通信網を活用し、災害時などの通信混雑状態に強い仕組みであるか
2	デモンストレーション (操作性)	・ 高齢者の方をはじめ、だれもが容易に使えるか ・ 配信者が災害時でも容易に情報を配信できるか
3	デモンストレーション (確実な情報伝達)	・ 配信側において、送信内容の到達状況が把握できるか ・ 緊急度に応じて鳴動方法、表示方法を変えられるか
4	プレゼンテーション (既存システムとの連携)	・ 既設の防災行政無線、Jアラートとの連携可能な機能を搭載しているか
5	デモンストレーション (汎用性)	・ 災害情報以外の平常時における様々な行政情報も配信できるか ・ 将来的な発展や継続性・安定性が見込まれるか
6	デモンストレーション (双方向性)	・ 配信者側からの情報配信だけでなく、配信者側からの質問形式での配信に対する利用者側からの回答等が可能な機能を有するか

7	プレゼンテーション (システム運用・保守性)	・システム障害時、不具合時の対応が明確で、修理、復旧までの時間短縮する仕組みを整えているか
8	プレゼンテーション (システム安定性)	・提案するシステムについて、他自治体での経験等に基づいた納得性のある説明であったか
9	プレゼンテーション (概算費用)	・システム構築・運用について、コストが抑えられた費用であるか

イ プレゼンテーションの方法

参加事業者は、システムの操作・機能説明等について、デモ機を操作しながら自ら提案の説明を行う。持ち時間は、システムに係る説明に 40 分、その後の質疑応答に 20 分、計 60 分を予定している。なお、準備時間は持ち時間に含めないものとする。

ウ 参加人数

各社 5 人以内とする。

エ デモンストレーション及びプレゼンテーション実施時の注意事項

- (ア) デモンストレーション及びプレゼンテーションは、企画提案書に沿って行うこと。追加資料の配付は原則認めない。
- (イ) 参加者は企画提案書内の業務推進体制に記載のある者とする。
- (ウ) 説明は、本システム開発の中心となるプロジェクトマネージャーあるいは全体を統括するプロジェクトマネージャーが行うこと。説明者が中心となる担当者かどうか、確認を取ることもあるので留意すること。
- (エ) 質疑応答については、参加者のうち、適切に回答ができる者が行うこと。
- (オ) デモンストレーション及びプレゼンテーションに必要な機材は参加事業者が用意すること。なお、デモンストレーションでは、6 人分のタブレット型受信機、スマートフォンを用意すること。
- (カ) プレゼンテーションでの提案内容及び質疑応答の内容は、企画提案書に記載された内容と同等とみなすので留意すること。
- (キ) 操作端末及び説明に必要な機器があれば全て参加者で用意すること。ただし、スクリーンを除く（本市にて準備）。

(2) 結果の通知

決定次第、文書により通知する。

13 事業者選定スケジュール

事業者選定のスケジュールは、次表のとおり。

日程	項目
令和 3 年 6 月 29 日 (火)	提案募集、仕様書等の配布（ホームページ掲載）
令和 3 年 7 月 6 日 (火)	参加申請書及び質問書の提出期限

令和3年7月9日（金）	質問書の回答
令和3年7月13日（火）	企画提案書等提出期限
令和3年7月16日（金）	審査（予定であり、日程変更の可能性あり） デモンストレーション・プレゼンテーション
令和3年7月26日（月）	選定結果通知（予定であり、日程変更の可能性あり）

14 その他留意事項

- (1) 今回の企画提案参加に要する費用は参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、本市としての指名停止措置がなされる場合がある。
- (3) 提出書類については返却しない。
- (4) 本企画提案の実施期間中（公告から選定結果の通知まで）は、本件に関する質疑等は必ず危機管理安全局危機管理安全部災害対策課へ行うこととし、審査状況の確認等本件企画提案に関して審査員及びその担当部署へ接触することを禁止する。なお、これに反した場合は、失格とする。
- (5) 参加事業者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、優先契約候補者を特定する。
- (6) 配付資料については、変更することがある。その場合は、配付した参加事業者全てに変更後の資料を送付する。
- (7) 提案書に記載された内容は、受託後に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。
- (8) 本件において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限定する。
- (9) 企画提案書作成時において入手した本市独自の情報等は適正に管理するとともに、情報漏えい及び不正使用しないこと。
- (10) 参加辞退届を本市に提出した場合は、この事業に関して本市から提供を受けた資料については、直ちに紙媒体については裁断のうえ廃棄し、電子データについては消去すること。
- (11) 審査結果についての異議申し立ては一切認めない。

以上